

仕様書（畜産試験場汚水処理施設維持管理業務）

1 業務場所及び機関

- (1) 塩尻市大字片丘10931-1 長野県畜産試験場
 (2) 令和6年4月23日から令和7年3月31日まで

2 業務概要

当場に設置されている汚水処理施設について、「浄化槽法」（昭和58年5月18日付法律第43条）及び同法施行令並びに同施行規則の規定に基づき、故障の予防と長期にわたり初期どおりの機能を発揮し得る状態を確保するために必要な保守管理を行うものである。

3 業務範囲及び点検箇所

下表のとおりとする。

施設名称	処理規模	処理方式	点検回数	備考
農機具舎小型合併処理施設	5人槽	嫌気ろ床接触 ばっ気方式	4月に1回（年3回）	処理BOD 20mg/ℓ
養豚管理室小型合併処理施設	5人槽	嫌気ろ床接触 ばっ気方式		処理BOD 20mg/ℓ
養豚打合せ棟小型合併処理施設	5人槽	接触ろ床方式		処理BOD 20mg/ℓ
乳牛舎屋外便所 小型合併処理施設	5人槽	嫌気ろ床接触 ばっ気方式		処理BOD 20mg/ℓ
豚舎排水処理施設	30.0m ³ /日	活性汚泥	月2回	処理BOD 20mg/ℓ
三次処理施設	20.0m ³ /日	回転板接触	以上	処理BOD 20mg/ℓ

4 業務内容

(1) 法に基づく水質検査（豚舎、三次処理のみ）

- ア 実施回数 年1回
 イ 実施時期 10月
 ウ 検査項目 BOD、SS、PH、大腸菌群数、アンモニア化合物

(2) 浄化槽法及び同法施行令並びに同施行規則に基づく諸施設の調整運転維持管理業務は次の作業基準による。

- ア 沈砂槽 スクリーンの清掃、破砕機の点検、自動スクリーンの点検
 イ 沈殿分離槽 汚泥、スラムの堆積状況の確認及び清掃時期の指導
 ウ 曝気槽、接触槽 (ア) 汚水の還流状況の確認
 (イ) 飛沫、泡の状況確認
 (ウ) 散気装置の状況点検
 (エ) 消泡装置の状況点検
 エ 沈殿槽 (ア) エアフトポンプ、スラムスキマーの作動確認及び汚泥返送量の調整
 (イ) スラムの除去

- (ウ) 越流びきの状況確認
- オ 消毒槽 消毒薬の点検及び補給
- カ 配電盤、機器
 - (ア) 送風機の作動状況確認及びオイル、グリスの補給
 - (イ) 作動状況及び電流値の確認
 - (ウ) 接続部、回路部品の点検
 - (エ) 絶縁抵抗値の測定（年2回程度）
 - (オ) 機器の修理、取り替え時期の指導
- キ 沈殿分離槽汚泥及び汚泥貯留槽における余剰汚泥の引き抜き指導
- (3) 点検検査事項は次のとおりとする。
 - ア 曝気槽混液（活性汚泥方式）
水温、30分SV値、汚泥の沈降及び圧密状態確認、溶存酸素（DO）、ORP
 - イ 接触槽混液（回転円盤、接触曝気方式）
水温、溶存酸素（DO）、混液の濁りの状況、濾材への汚泥付着状況の確認
 - ウ 処理水
PH、色相、臭気、透視度、残留塩素

5 報告書の作成

保守点検業務を終了したときは、作業内容、点検結果、交換部品等を記入した報告書を作成し提出すること。

6 部品・修理等

消耗交換部品については当场で支給する。また、保守点検業務中に重要な修理を要する箇所を発見した場合は、係員に報告し協議すること。